

学部学生

2025年度 官民協働海外留学支援制度

～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

— 収入に関する提出書類について —

家計基準

日本学生支援機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金」に掲げる家計基準を超えないこと。
ただし、基準を超える学生についても、支援予定人数全体の1割程度を上限に採用される場合があります。この場合、奨学金の支給金額が異なりますので注意してください（募集要項 P.7 参照）。

《学部学生の場合》

- ・学部学生の場合、原則として父母両方について、収入に関する書類を提出いただきます。
- ・書類によっては、準備・取り寄せに時間がかかるものがございます。時間に余裕を持って準備を進めてください。書類不備の場合は、受け付けできません。
- ・家計基準の算出は【貸与額算定基準額が381,500円以内かどうか】を確認することで行います。提出された収入に関する書類を元に、専用ツールを用いて【貸与額算定基準額】を算出いたしますので、「所得のみ記載されている証明書」や「税額のみ記載されている証明書」では計算が出来ません。証明書発行の際には十分ご注意ください。

※日本学生支援機構が別途公表している『貸与額算定基準額の計算手順（確認シート）』もご参照ください。

[貸与額算定基準額の計算手順（確認シート）【2024年度版】（jasso.go.jp）](#)



収入に関する書類についての注意事項

- ◆マイナンバー（個人番号）が記載された書類は提出しないでください。
- ◆父母両方（もしくはそれに代わる生計維持者）について、所得の有無にかかわらず、所得を証明する書類を提出してください。*無収入・無職の場合も所得0円と記載のある所得証明書が必要です。
- ◆提出書類は返却できませんのでご了承ください。
- ◆収入状況・家庭事情により、これらの他に書類を求めることがあります。
- ◆書類によっては、準備・取り寄せに時間がかかる場合がございます。時間に余裕を持って準備を進めてください。書類不備の場合、出願することはできません。
- ◆親の扶養に入っておらず、学生本人が独立生計者である場合は提出書類が異なるため、出願前に国際課へお問い合わせください。

収入に関する提出書類について

(1)令和6年度の課税証明書（自治体によっては所得証明書） 【原本】

○課税証明書【全項目証明】（所得金額と課税額と控除の内訳の証明）

見本

課税証明書

納税義務者	住所 氏名				
記					
年度 令和6年度 (令和5年分以降)	合計所得金額	0円	住民税		森林環境税額
	総所得金額等	0円			0円
	収入金額	0円	所得割額	均等割額	年額額(森林環境税額を含む)
	給付	0円	市民税	0円	0円
	公的年金等	0円	府民税	0円	0円
所得の金額の内訳		本人該当	扶養該当	所得控除額	控除標準額
総所得	0円	特別障害者	同族(老人)	経費	0円
(内給分)	0円	その他障害者	同族(老人)	医療費	0円
土地等事業簿	0円	寡婦	同居老親等	0人	0円
分譲長期譲渡	0円	ひとり親	老人扶養	0人	0円
分譲長期譲渡	0円	勤労学生	特定扶養	0人	0円
株式等の譲渡	0円		16歳未満	0人	0円
上海株配当等	0円		その他扶養	0人	0円
先物取引所得	0円		同族特別障害	0人	0円
山林	0円		特別障害	0人	0円
退職	0円		その他障害	0人	0円
				扶養	0円
				基礎	430,000円
				定額減税額	0円
その他所得は所得金額調整控除後の額です。		本人、扶養該当者の場合は該当する事を示します。			
その他の事項 市・府民税は課税されていません。 市民税所得割額(定額減税前) 0円 府民税所得割額(定額減税前) 0円		(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税標準額及び市民税所得割額			
		市民税		(市) 税額控除額(定額減税額を除く)	
		所得割額		調整	
		所得割額(定額減税後)		調整金	
				住宅借特別	
				外国	
				配当控除額	

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日

京都市長

- ・提出必要が必要な方 ⇒ 全員
- ・原本を提出してください。
- ・生計維持者のものを提出して下さい。生計維持者が2名の場合は、2名分を提出して下さい。
(生計維持者は原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人。)
- ・市町村民税を納税している自治体の市区町村役場に申請して取得してください。

※住民税の通知書、税務署で発行される納税額の証明書では受付できません。

※京都市内の方は、「課税証明書」(全項目証明)を提出してください。

◆本証明書は、所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要とします。役所・役場には、以下①～⑥の事項全てが必ず明記されるように申請してください。

- ①課税標準額 ②調整控除額 ③扶養親族の数
- ④控除等に係る本人該当区分 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等

※課税所得証明書に、上記①～⑥の項目が明記されていない場合、令和5年分の源泉徴収票(給与収入がある方) / 令和5年分の確定申告書(控)または市県民税申告書(控)(給与収入以外の所得がある方)の提出をお願いする場合があります。

◆所得の有無にかかわらず必ず提出してください。

無収入の場合、「総所得金額」「合計所得金額」等の項目に0円と記載されたものが必要となります。

◆税の申告を行っていないために「所得証明書」を取得できない場合は、早急に役所・役場で「市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税申告書」の手続きを取り、(控)のコピーを提出してください。

◆「0円と記載のある」所得証明書が取得できない場合は、役所・役場で取得した所得証明書に加え、「無収入の証明書が提出できない場合の事情書【指定用紙】」を記入のうえ、あわせて提出してください。

(2) 令和5年分の源泉徴収票

・提出が必要な方：

給与収入のある方で、課税証明書に上記①～⑥の項目が網羅されていない場合のみ提出してください。

- ・ コピーを提出してください。
- ・ 所得者自身が保管しているものです。
- ・ 手元がない場合は、所得を得ている方の勤務先に申請してください。
- ・ 給与収入が複数あり、確定申告をされている場合や、自営業等給与収入以外の所得の場合は、(3)令和5年分確定申告書(控)または市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税申告書を提出してください。また、各々の在職期間を余白に記入してください((3)も参照のこと)。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

This is a detailed form for reporting salary income and withholding tax. It includes sections for personal information, employer details, and a table for reporting various types of income and tax amounts. The form is titled '令和5年分 給与所得の源泉徴収票'.

(3) 令和5年分の確定申告書(控) または 市県民税申告書(控)

・提出が必要な方：

給与収入以外の所得がある方で、課税証明書に上記①～⑥が網羅されていない場合のみ提出してください。

- ・ 提出する場合、コピーを提出してください。 (第一表と第二表の両方のコピーが必要です)
- ・ 所得者自身が自宅で保管しているものです。申告書の控には、税務署の受付印・電子申告の受付結果(即時通告)・税理士印のいずれかが必要です。 押印のある確定申告書を提出できない場合、事前に国際課へご相談ください。
- ・ 外交員で確定申告していない方は、外交員報酬支払調書を提出してください。
- ・ 確定申告をしていない場合は、「所得報告書【指定用紙】」を作成し、提出してください。
- ・ 所得はあるが確定申告をする必要がなかった場合、「市民(県民)税申告書」のコピーを提出してください。
- ・ 利子・配当所得を得ている方は、第三表も提出してください。

令和5年分の源泉徴収票の確定申告書A

This is Form A for determining tax based on the withholding tax certificate. It includes sections for personal information, income details, and tax calculation. The form is titled '令和5年分の源泉徴収票の確定申告書A'.

令和5年分の源泉徴収票の確定申告書B

This is Form B for determining tax based on the withholding tax certificate. It includes sections for personal information, income details, and tax calculation. The form is titled '令和5年分の源泉徴収票の確定申告書B'.

(4) 生活保護受給証明書

・提出が必要な方 ⇒ 生活保護を受けている方のみ提出してください。

- ・ 該当者は コピーを提出してください。
- ・ 受給者本人が保管しているものです。
- ・ 手元がない場合は、受給をしている方が住民票を置いている市区町村役場に申請してください。

※この他、日本学生支援機構の求めにより必要書類の提出が求められることがあります。
その場合は速やかに追加提出してください。

よくある質問

Q 1. 課税証明書（所得証明書）があれば、源泉徴収票はいりませんか？

A 1. 原則として、課税証明書（所得証明書）で所得の種類や総所得金額、扶養関係等を判断しますが、【①課税標準額 ②調整控除額 ③扶養親族の数④控除等に係る本人該当区分 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等】の項目が全て記載されていない場合、源泉徴収票を提出する必要があります。

Q 2. 家のローンの支払いが多くて家計が苦しいのですが、考慮されますか？

A 2. 家のローンは考慮されません（所得の控除対象にはなりません）。

Q 3. 母は主婦で収入がありませんが、課税証明書（所得証明書）は必要でしょうか？

A 3. 所得の有無にかかわらず必ず提出してください。専業主婦の場合で収入が0円の場合でも、総所得0円と記載された証明書が必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受け付けできません。また、パート勤務で扶養控除の範囲内であっても、課税証明書（所得証明書）は必要です。

Q 4. 父が海外在住のため課税証明書（所得証明書）がとれません。どうすればよいでしょうか？

A 4. 日本に住民票が無く課税証明書（所得証明書）が提出できない場合は、国際課へ早めにご相談ください。

Q 5. 私（学生本人）が親の扶養に入っておらず、独立生計者です。どうすればよいでしょうか？

A 5. 独立生計である証明が必要です。出願前に国際課へご相談ください。

《本件照会先》

同志社大学 国際センター 国際課

E-mail: ji-kksai@mail.doshisha.ac.jp

TEL: 075-251-3260 / FAX: 075-251-3057

開室時間: 平日 9:00~11:30, 12:30~17:00